

第五十五回国会 法律 務 委員 会 議 録 第 四 号

昭和四十二年四月十八日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 安倍晋太郎君

理事 高橋 英吉君

理事 濱野 清吉君

理事 馬場 元治君

理事 山下 元利君

理事 山下 正一君

理事 山口ソエ君

理事 沖本 泰幸君

理事 松野 幸泰君

理事 大竹 太郎君

理事 中垣 國男君

理事 岡澤 完治君

理事 橋口 隆君

理事 加藤 勘十君

理事 三宅 正一君

理事 横山 利秋君

理事 松本 善明君

法務大臣官房司 川島 一郎君  
法制調査部長 寺田 治郎君  
最高裁判所事務 局長 高橋 勝好君  
総局局長 高橋 勝好君

委員外の出席者

四月六日

委員荒木萬壽夫君辞任につき、その補欠として山下元利君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○大坪委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 まず最初に、一般的なことをちょっと

第一類第三号 法務委員会議録第四号 昭和四十二年四月十八日

とお伺いしたいのでありますが、裁判官の増員について、昭和三十九年八月に出ました臨時司法制度調査会意見書を見ますと、ちょっと読んでみますと、「一般に裁判官の絶対数の不足が訴訟遅延の主要な原因とされ、裁判官の増員は、これを解決するための最も直接的な手段である。しかし、裁判官の増員については、わが国の法曹人口が少ないうところから、その給源には限界があるのみならず、裁判官の質をできる限り高いものとするを理想とする以上は、無条件に増員を推進しようとするには問題がある。したがって、訴訟遅延の原因となつては、直ちに裁判官の負担過重の解消のためには、直ちに裁判官の増員という方策にたよることなく、まず他の適切な施策を講じた上、必要な裁判官の増員を考慮するのが望ましい」と考えられる。この点に關し、当調査会は、裁判官の補助機構の拡充、裁判所の配置の適正化、裁判手続の合理化、特殊事件の集約的処理、地方裁判所と簡易裁判所との間の裁判権の分配の再検討、裁判所の事務処理態勢の合理化等の措置を検討し、それぞれについて積極的な提案を行なつた。云々、こういうのがございます。

それで、この答申が昭和三十九年に出たのでありますが、その後統括して、ことしもそうでありまして、少数ずつの裁判官及び裁判官以外の職員を増員を行なつてきております。またこの中に指摘されております地方裁判所の調査官というよりなるものも前年から新設されておられ、ことしも若干増員になつておられる。これをならみ合はせてみますと、やはりその間には裁判所側として基本的なものも考へ方、また将来の計画というよりなるものがなければならぬと思つておられますが、それについてまずひとつお伺いしたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま大竹委員から御指摘のございました臨時司法制度調査会の意見書でございますが、これはただいま大竹委員からもお話しのごさしましたように、昭和三十九年の八月に、内閣に設けられましたこの調査会から、内閣にあつて答申が出たわけでございます。御承知のとおり、この調査会の構成は、私ども裁判官、検察官あるいは弁護士さんの、いわゆる法曹ばかりではなしに、学識経験者、さらには衆参両院の法務委員の方々も多数御参加になりました。しかも大部分の条項については、満場一致の御議決をされたわけでございます。そして内閣に答申がございました。最高裁判所に対しましては、この趣旨を尊重して施策をするようにという御意見が出たわけでございます。当時私どももいたしましては、かような権威のある調査会の意見でございますので、これを最大限に尊重いたしまして、この線に沿つて施策をやつてまいらうという考へ方から予算案も準備し、また法案についても法務省といういろいろお話を進めたわけでございます。

ただ、これまた御承知のとおり、意見書の出ました直後におきましては、弁護士会においても、この方向について、むしろ個々的にはいろいろ御反対がございました。大筋において御協力をいただいたわけでございますが、そのうちに、次第に弁護士さん全体の声として、総会等の御決議によりまして、個々の問題としてでなしに、むしろ全体として、この意見に必ずしも同調しがたいという御意向が強くなつてまいりました。何つておられるわけでございます。私どももいたしましては、その中にはある程度誤解に基づくものではないかというふうに考へられる問題もございまして、また中にはそういうふうなお話の出ますものも、ごもつともな面もあるというふう存する

ては、この調査会の意見書では、先ほど大竹委員がお読みいただきました。たとえば裁判所の配置の適正化であるとか、あるいは地方裁判所と簡易裁判所との間の裁判権の分配の再検討であるとか、かような事項がきわめて密接に関連する事項でございます。しかしながら、裁判所の配置の適正化というものは、いわゆる整理統合の問題でございまして、これは非常に影響の大きな問題でございまして、また、裁判権の分配の問題は、きわめて単純な面としては、たとえば物価によるスライドというようなことになるわけでございまして、これをさらに進めまして、地方裁判所と簡易裁判所の権限の調整というところになりますれば、またいろいろ議論のあるところでございます。さういふ意味におきまして、かような問題については、私どもとしては引き続き検討いたしておる、かような状況でございます。ただ、いづれにいたしましても、調査会当時、裁判官等について相当大なる増員が必要であるというふうに指摘されました。その大層か中層か小層かということは別といたしまして、とにかくにも裁判官の増員が必要であるというところは、これは調査会でもお認めになったところでございますので、昨年度も裁判官二十七人について増員していただきました。さらに今年もまた、ただいま御審議いただいておりますような人数について予算に計上していただいております、かような経過になっておるわけでございます。

○大竹委員 それではいまのことです。具体的に二、三お聞きしたいのでありますが、裁判所の配置の適正化の問題でございますが、たしかこの前に問題になりましたのは高等裁判所支部の廃止ということが問題になりました。それからまた簡易裁判所では、戦後のどさくさで、置くことになつてたけれども結局未開庁になつたものについては、法律を改正するといふような議論も出ておつたのでありますが、これらについては、今後も期間内

になるべく処理されるものが具体的にあります。か。

○寺田最高裁判所長官代理者 たいま大竹委員の御指摘ございましたらうち、まず高等裁判所の支部の関係は私どものほうの所管でございますし、簡易裁判所の問題は、法務省とのいわば共管のような問題でございますが、便宜私からまず説明させていただきますかと思ひます。

高等裁判所の支部につきましては、先ほどの臨時の意見書にも指摘されておるわけでございまして、そのときに申しますか考え方の中心は、最近、高等裁判所の支部についてもかなり交通の便利になつたところがあるのか、必ずしも支部を存置する必要があるののではないか。特に高等裁判所の支部の中の非常に小さなものにつきましては、實際上定員を三人くらいしか配置できないわけでございまして、そうなりますと自然民事事件と刑事事件の双方を担当されるということになるわけでございまして、しかしながら、これは私どもの裁判官としての経験から申しましても、簡易裁判所とまた地方裁判所程度ならばともかくも、高等裁判所において民、刑双方を担当するということは、裁判官としても非常に負担が重く、また自信の持てない面があるわけでございまして、また国民なり当事者の側からも、専門的な裁判官の裁判を受けるという面では、いわゆる権利の保護という面から、必ずしも近くにあるということが便利であるというばかりではないのではないかと、いふような議論であつたわけでございまして、そういう関係で、いろいろ実態調査も、またこれを廃止した場合の影響等も検討いたしましたのでございまして、これを廃止しますというところも非常に大きな問題でございます。私どものほうには、規則については規則諮問委員会というものもございまして、さういふ委員会にはかりまして慎重な手続を進めてまいりたい、かように考えておるわけでございまして、しかしながら、その諮問委員会に付するにつかましても、ますます日弁連と十分にお

話し合いをした上でいふふうに考えておりました。現在までのところ、まだ日弁連のほうでは、やはりかなり問題ではないかといふような御意向が強いようでございまして、もう少しいろいろお話し合いをし、また現地の御納得が得られるような手順と申しますか、時期を見ました上でいふふうに考えておる次第でございます。

それから、次の簡易裁判所の問題は、これはやや高裁支部の問題とは面の違う問題かと存じまして、いま大竹委員からもお話しございました。現在五百七十庁ということになっておりますのが、多少多きに過ぎるのではないかと、いふような意味合いのことでございます。もつとも簡易裁判所と申しますのは、御承知のとおりたゞは調停事件等も扱ひ、また令状関係等の事務も扱つておるわけでございますので、一がいにも多過ぎるということが言えるかどうかということについてはやはり問題があらうかと思ひます。現地の具体的な事情に即しまして、その適正な配置を考えなければならぬということ、過去二、三年にわたつて法務省と協力いたしまして実態調査を進めてまいつたわけでございまして、いわゆる事務的にはほぼ最終の結論が出るに近づいておるわけでございまして、ただ、これは単なる事務的な問題ではございませんし、現地の方々との関係もございまして、さういふところで、いまいろいろその進め方について法務省ともお打ち合わせをしておる状況でございます。いま御指摘のございましたこと、国会中にさういふものを提案いたしますような運びになりますかどうか、現在のところはまだ未定と申し上げざるを得ないような状況でございます。

○大竹委員 次に、地方裁判所と簡易裁判所との間の裁判権の分配の問題でございますが、これも一時かなり具体的に論議されたことがあると思ひますが、これもこの会期中に具体的に提案になるということはどうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは法案の関係でございますが、便宜裁判所の考えを説明させて

いただきましたと思ひます。

この問題につきましては、私どもも当初いろいろな簡易裁判所の権限拡張の幅を考えたいわけでございまして、その後いろいろ日弁連の御意見等も伺ひまして、それについてはまた考え方を修正した面もあるわけでございまして、ただ、いづれにいたしましても、この点につきましては、おそろくこの国会中に結論を得て提案する運びには至らなうであらう、むずかしいであらうと考えております。

○大竹委員 次に、先ほど御答弁の中にあつた宅調廃止の問題であります。これはたしか前通常国会のときから予算がついてある程度実施され、今後も継続されていく問題であります。これが裁判の実務の面でどういふような効果を、現在、いまだ実施した上からあげてきているかといふようなことを御説明願ひたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま大竹委員のお話のございました、いわゆる宅調廃止の問題でございますが、これは従来から私どもも、宅調廃止と申しますと非常にわかりやうでございますので、さういふ表現で申しておりますが、正確に申し上げますと、いわゆる研究庁費という予算の問題でございます。宅調というものをやっておりますのは、大都会だけでございますので、地方のほうでは、いわゆる宅調というものはいたしてございまして、それから、さういふ意味では宅調廃止ということではないわけでございまして、これを一律に宅調廃止と申しております。つまり研究庁費という形で予算を入れていただきまして、主として図書、それからそれに付随する書架であるとかあるいは戸だな、机といふようなものを購入していただくというところでございまして、昭和四十年年度以降毎年一億八千万ずつ計上していただいております。これは大体第一次的には、五カ年計画で五年後には、高裁及び地裁の本庁と、重要な甲号支部等につきましては、全部この予算が行き渡るといふ手はずになつておるわけでございまして、昭和四十年年度におきましては高裁三庁、地裁十四庁、

家裁三庁、甲号支部十二庁、合計三十一支部について実施いたしました。それから昭和四十一年度におきましては高裁一庁、高裁支部三庁、地裁十四庁、家裁六庁、甲号支部三十三庁、合計五十七庁について実施いたしました。さらに昭和四十二年の予算にもこれを計上していただいております。なお、おむね四十庁ばかりについて実施する予定でございます。

なお、二年ばかりしまして四十四年ごろになりますれば、少なくとも地裁本庁以上については完全に行き渡るはずでございます。これは結局裁判官の個室というものを準備する、それに図書を十分に備えつける、そういうことによりまして、従来自宅で、あるいは官舎で、すなわちうちへ帰りまして執務をしておりましたのを、できる限り裁判所でも十分仕事ができるような体制にし、また裁判官はみずから図書を購入しなくても、役所の図書で利用できる、そして裁判に不自由をしない、かようなねらいでございます。この予算の入りました庁におきましては、相当な成果があがっているというふうには承知いたしておるわけでございます。

○大竹委員 次に、こまかい問題を二、三お尋ねしたいのでありますが、資料によりまして、下級裁判所の裁判官の欠員は、本年の二月一日に九十名となっておるわけでありまして、これに今年度の七名増員することになっておるのですが、まずいつも問題になっておりましたその給源について御説明願いたいと思っております。

○寺田最高裁判所長官代理者 裁判官の増員の場合に、いつも給源が問題になります。ただいま大竹委員からお話のございましたように、この点について法務委員会にいつも御配慮を願っておるわけでございますが、本年の場合におきまして、この給源につきましては、実は必ずしも非常にいい状態ではなかったわけでございます。実は昭和四十一年度におきましては、かなり給源について有利な見通しをございまして、そのことがまた昨年裁判官二十七人という、私どもとしてはやや満

足すべき増員が得られた一つの原因でもあったわけでございます。しかしながら、今年度の場合には、いろいろ努力はいたしましたけれども、結局その給源について、必ずしも十分な数字になってまいっていないわけでございます。そうして、この七名程度にとどまらざるを得なかったというところは、一つは給源に足を引っぱられたというような面があるわけでございます。しかしながら、現在の――先ほど御指摘になりましたこのお手元の資料の二表にございまして、判事五十三名、判事補二十九名、簡裁判事八名の欠員と、それから今年度増員していただきます七人の欠員、それにつきまして十分な給源があるわけでございます。

まず、判事につきましては、これは実はもうすでに埋まっておるわけでございますが、お手元の資料が三月一日現在という一番欠員の多い時期の資料にございまして、その後御承知のとおり、四月には判事補等から判事に任官いたす者が約七十名ございまして、これは全部埋まったわけでございます。それから、一方判事補につきましても、判事になりましたためにまたそこで欠員がふえますから、これまた本年度の修習生から七十名あまり裁判官を志望いたしましたので、これでほぼ埋まったわけでございます。あと若干簡裁判事に欠員がございまして、これは今後いわゆる定年退官の判事でございまして、あるいは特別選考の判事で埋めてまいるといふ予定でございます。

○大竹委員 いつも問題になるのですが、いまの特別任用でつかの簡易裁判所の裁判官ですが、これはことしはどういうお見込みですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 特別任用の簡裁判事につきましては、これは大体春ごろに試験をする予定になっておりますので、まだどのくらいの数というところは確定的には申し上げられませんが、やはり四、五十名程度採用できる欠員になる予定でございます。

ただ一言、いわゆる特任簡裁判事について弁明させていただきたいわけでございますが、これは終戦直後に簡裁の機構が非常に広がって、一

気に多数の特任簡裁判事を任命いたしましたために、その素質についていろいろ御批判を伺いましたし、また私も自身としても、その点を十分に自覚いたしておるわけでございます。しかしながら、その後少なくともここ数年におきましては、その選考試験が相当むずかしいものになってまいりました。ほんの一例を申し上げますれば、特任の選考に失敗した人が司法試験に合格したというような例が実際にあったわけでございます。これはきわめて異例なことと、これをもってすべてを推しはかむわけにはまいりませんけれども、そういう例もあつたくらいでございます。なお、お研修につきましても相当に力を入れておまして、最近のいわゆる特任簡裁判事については相当素質、能力が上がつてまいっておるというふうには考えておるわけでございます。しかしながら、この点についてはさらに今後とも努力を重ねたい、かように考えております。

○大竹委員 次に、増員の理由として借地法等の一部改正の法律による事件の処理ということがあげられておるわけでありまして、そのときお伺いいたしましたところによると、これは部といいますが、東京、大阪その他では、新たに部を設けて、専門に当たらせるといふお考えを聞いておるわけでありまして、しかし、ことしの六月からですか実施になるわけですが、第一に事件の件数とでも申しますか、そういうものを予定してつくらなければならぬのですが、そういうことについてのお見込みはどうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この関係の資料では、お手元に法務省から参考資料として出しているの四ページに「昭和三十九年における借地上の建物の増改築数及び譲渡数（推計）」という資料がございます。その資料は、私どもが、もうすでにここに書いてございましてお推定をしております。

このもう一つともになります。つまり数字があるわけでございます。それはつまり増改築の総数あるいは建物譲渡の総数というものは、これは建設省等の資料で客観的にはつきりした数字があるわけでございます。ただ、その中の、これは建物の増改築あるいは建物の譲渡の数でございます。その中で今度問題になりますのは、いわゆる借地の上に乗っている建物に限られるわけでございます。自分の土地の上に乗っている建物については問題にならないわけですが、建設省等の資料では、それも含まれておるわけでございます。

そこで、まずそれを差し引きました借地上の建物だけに限定して幾らになるかと申しますと、これはもうすでに客観的な数字ではございません。推計になるわけでございます。その推計のしかたといたしましては、一応これまた建設省のほうで借地率というものがあつたわけでございます。これは大体六大都市を中心としてつくった数字でございます。その数字はたして全国的に使えらるかどうか。おそらくは、この数字は相当借地率を高く見ていることにならう、全国的に見ればもう少し低いものであらうと考えられるわけでございます。全国的なデータがございせんので、一応その借地率に基づきまして、これが大体二七％というところで、その全体の増改築あるいは譲渡数に二七％をかけましたのがお手元の資料にありまして、たとえは増改築数三万六千七百七十五、譲渡数五万三千三十二という数字はそういう操作をした数字でございます。そこまでは、それにいたしましたところから、さらにどのくらいもの

が事件として出てまいるかということになります。さらにこれに推定が加わるのでございます。その推定のつかみ方によつて、多くもなれば少なくもなるわけでございます。ここにその間には初年度であつて、いわば私どもとして、あるいは法務省としても大いにPR等はやつておられます。私どももやつておられますけれども、その徹底の度合いというふうなこともつかみにくいわけでございます。

す。それからまた、いずれこれをおそらくは本人訴訟では無理で、大体は弁護士さんを頼んで起こす事件になろうと思つておられるので、そのうちなると、ますますその出訴率と申しますか、調停も含めましての裁判へ出ておられる比率というものはつかみにくいわけでございます。多くて二割、少なければ五、六割ではなからうか。かなり幅がございますが、そういうような幅で一応見たわけでございますが、これも実は格別の根拠はないわけでございます。非常にやかましく申しますれば、この数全部が出てまいるものとしてたとえば増員その他も考えなければならぬということになるわけでございますが、いろいろそういうことで比率を考へまして、そうして予算を要求して、最後の妥結の段階には充員等の関係も考へまして、ただいまの七人というところに落ちついたわけでございます。これは六月から施行になりますので、明年度の予算要求の場合になりますと、大体半年の実績が出るわけでございますから、その段階においてはかなり正確な見通しを持って予算要求もできるのではなからうか、かように考へておられるわけでございます。

○大竹委員 これは、まずお聞きしたいのは、この改正によって借地借家の、いわゆる裁判所にごやつかいになる絶対数がふえるというお見込みなんでしょうか、どうですかということ。それなら、これはもちろんいままでも問題になれば調停とかそういう訴訟になつていって、今度はそのほりの手が省けるということになるのですか、その点はどうなんですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 確かに大竹委員の御指摘のとおりでございます。その辺、先ほど御説明を少し省略いたしましたために御指摘を受けたわけでございますが、これはその点を非常にまた厳密に申しますか、私どものほうに、件数の面から見て不利に、少ない目に見えようとみますれば、これは従来いわゆる無断転貸借あるいは無断増改築で問題になつたような事件だけで、いわば

もめる事件であるから、そういう事件だけが出てまいるであろう。そうすると、それは従来無断転貸借あるいは無断増改築で裁判所が扱っていた事件でございますから、多少時間的なズレはあるにしても、トータルの数においては変わらないというふうな見方も確かに立つわけでございます。そういうことになりますれば、増員はほとんど必要ないということにもなるわけでございます。しかしながら、これはおそらく従来はその増改築なり、譲渡の場合にも、権利金を取つたりするといふようなことが、実際問題としてできなかったために、非常にこの点についてもわかついておいた。ところが、今度はこういう法律ができれば、地主さんかなんかの場合にだけうまくいって、これを利用してひとつ地主の承諾を得、承諾が得られなければ裁判所へ持ち込んでおられるという関係になつてまいらうと思つてございまして、先ほど申しましたのは、一応そういう無断増改築なり無断転貸借で事件が減りますという要素は、これはおそらくこの四十二年度には影響は出てまいるまいということ、一応無視して、ふえるほうの件数だけで申したわけでございます。おそらくこれは四十三、四十四年度になつてまいりますが、無断増改築、無断譲渡というふうな事件が減つてまいらうと思つて、しかもこれらの事件はかなりむずかしい事件が多いわけでございますから、事務量の点ではいさゝか有利になつてまいらうという点があるか、かように考へております。

○大竹委員 この法案には直接関係はないのですが、いま借地法の一部を改正する法律が問題になつておられますので、ついでにお伺いしたいのですが、たしかこの法律によると、鑑定人の責任といふものが非常に重要になつてきておられるわけですが、これは新たに選任されなければならぬのですが、それらについては準備はできておりますかどうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 手元に詳細な資料を持ってまいりませんでしたので、なんでした

ら次回に説明させていただきますが、ごく最近に鑑定委員規則という最高裁判所規則を制定いたしました。この規則に基づきまして各地方裁判所でも目下鋭意選任中でございます。六月一日までには間に合うように選任を進めておられるわけでございます。大体において弁護士さんであるとか、あるいは土地の鑑定等について深い経験をお持ちの方を選ぶという予定を進めておられるわけでございます。

○大竹委員 次に、この地方裁判所の調査官であります。これはたしか前には六人で、今度のは四人ということになっておられるのですが、たしかこのときも、これはやはり必要だから相当今後増員をすることが必要だという意見が多かつたのですが、この前六人、今度は四人と減つておられること、それから、そんなわずかに、なかなか配分その他できないのじゃないかという問題もあつたので、いままでの実績とそれからこの四人の配分その他についてお伺いしたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 この点につきましては、昨年度裁判所の改正を御決定いただきましたわけでございます。法務委員会におきまして、いろいろ運用について慎重にやるようにという御意見がございまして、私どもももとよりそのつもりでやるように心がけてまいらうと思つてございまして、また特に租税関係の調査官につきましては、弁護士会等で、その運用を慎重にやるべきであるという御意向もあるように伺つております。何と申しましても裁判官の補助的な機関でございますが、あまりにもその補助的な機関にたよるようなことになりましますことは、裁判の權威なり、威信にも影響し、また内容にも影響を持つてはたいへんなことと考へてございまして、そういう点でできる限り慎重に運用し、またその運用の実績を見ながらこの制度の確立につとめてまいりたい、そのような考へを持っておられるわけでございます。

で、いま述べた四人ではとお話でございます。したが、実はその四人の中の二人は工業所有権関係のものを予定いたしておられるわけでございます。工業所有権関係については、私どもが承知いたしております限りでは、各方面さほど御議論もないように伺つておられるわけでございます。昨年の三名はいずれも特許庁の職員から任命いたしました。東京地方裁判所に配置いたしました。これは当時も御説明申し上げましたとおり、特許の、工業所有権関係の調査官と申したのは、いわば三人が一組でございます。化学、機械と電気と、それぞれ専門家が寄りましてはじめて仕事が一人名といふような関係でございます。本年はこれを二人大阪に配置する予定でございます。本年は三人のほうに望ましいわけでございますが、一応機械と電気は兼ねてございまして、二人、化学関係と、機械等の関係と、一人ずつ大阪に配置する。特許、工業所有権関係は、圧倒的に東京、大阪が事件が多つてございまして、第一段階としては、これで一応の配置になつておられるのではないかと、かように考へるわけでございます。

一方、租税の関係につきましては、昨年入れましたいただきました分は、いずれも大蔵省の職員から任命いたしました。東京に二名、大阪に一名を配置いたしましたわけでございますが、本年はさらに二名を一名ずつ東京及び大阪に配置する予定でございます。この関係は、将来の運用の実績等を慎重に見守りながら、その実績によりましては名古屋、横浜等にも補充してまいりたいと思つておられます。現在、何と申しましてもまだ昨年十一月ごろでございますが、任命いたしましたから半年近い経験しかないわけでございますから、その実績を十分に見守つておられるという実情でございます。

○大竹委員 それでは、今後は実績を見た上で増員することだと思つておられるのですが、ただ、そのときに問題になつたのは、工業所有権関係は税関関係では、何と申しますか、もつとほかの分野においても必要じゃないか。たとえば医学であるとか、そのほかの、最近はなかなか

どうなるものがたくさんあるのだがという話が出たと  
思ふのですが、こういう別な方面にこれを拡張  
される御意思はあるかどうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは、当時裁判  
所法の改正をやっていたとき実際にいろいろ議  
論がございまして、それで、私どもとしては、も  
う少し広い方面に広げていただくということも  
少なくとも検討の余地はあると考えておつたわけ  
でございまして、いろいろな話し合いの結果、結  
局、地方裁判所の関係ではこの種のものに限ると  
いうようなことになりまして、条文でその点が明  
記されたような次第でございまして、そういう関係  
もございまして、今後これを広げます場合には、  
法律改正という問題になるわけでもございまして、  
さらに十分検討し、よく法務省とも御相談して進  
めてまいりたいと考えております。

○大竹委員 次に、一般の事務官の問題ですが、  
これは主としてこの前の執行官法の施行に伴つた  
増員だと思ふのですが、これで見ますと二十六人  
ふやしているということになるのですが、このう  
ち、いわゆる執行官法の改正に伴う増員、二十六  
名ともそのほかに回るのであるかどうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 事務官のうち六人  
は、借地法の改正に伴いますものでございまして、  
執行官の関係は二十名でございまして、  
○大竹委員 そうすると、この二十名ということ  
は、二十名だけ、いわゆる執行官法の改正に伴  
う執行官の金銭保管を廃止するということになる  
のですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは法務委員会  
で先般執行官法の御審議をいただきました際にも  
いろいろ議論が出た点でございまして、私どもと  
しては、でき得べくんば早急に全国の裁判所につ  
いてかような措置をとりたいわけでもございま  
すが、いろいろな関係からそういうわけにもまい  
らないというところで、執行官法の附則でもって当  
分の間はむしろ従来のやり方をしていく。そうし  
て逐次この増員等の措置ができるに伴つて裁判所  
で処理するようにする。かような結論になってお

るわけでもございまして。法律にさういうたわ  
れおるわけでもございまして。そこで、本年はとりあ  
えず二十名増員していただいたわけでもございま  
すが、これまた実ほどの程度の事務量になるかとい  
うことについて、正確な把握がやや困難な面があ  
るわけでもございまして、つまり執行官が取り扱  
すものうち、金銭の保管を伴いますものの件数  
というのはいくら客観的につかめるわけでもござ  
いまして、それがお手元の参考資料の一五ページの  
数字でございまして、これは四十年における客観  
的な数字でございまして、しかしながら、この一  
つの事件について金の出し入れが何回あつたかとい  
うことになる、推計になるわけでもございまして、  
これは出し入れだから二回であるとも言えます  
けれども、場合によつたら途中で出したりもする  
ことでもございまして、むしろ三回アルファク  
らいの感じを持つわけでもございまして、また、  
それに伴います必要の時間、つまり何分かかるか  
という点も、従来のいろいろな作業で大体推定  
できるわけでもございまして、正確に何分かかる  
かということもつかみにくい点もございまして、  
一応のところの推計を大体一年間四千万件とい  
うところの推計を進めておるわけでもございま  
す。しかし、また一面から申しまして、非常に事  
件の少ない、たとえば年間千件にも足りないよ  
うなところでは、これはたとえば支部でござい  
ますが、支部でございまして、支那のようにな  
る員配置の関係では、現在の余力でできること  
もありません。ぎりぎり一ぱいの定員しかい  
つてないところもございまして、多少定員にゆ  
とりのあるところでは、たとえば千件以下の場合  
には、現在の定員でも不可能ではないと思つた  
わけでもございまして、そういういろいろな面を  
考えまして、たとえば今年二十名入れていただき  
ました。たとえば名古屋等も実施していきたく  
いまして、やはりこれは四人くらいは配置しな  
ければならぬのじゃないか。一人ではとても無  
理だという面もございまして、そういう点で二十  
名程度で九万ないし十万になるのではないかと

というところでございまして。それ以外に小さな  
支部で数行できるのではないかと、そういうふう  
な数字になつておるわけでもございまして。  
○大竹委員 次に、執行官法の語が出ましたか  
らついでにお聞きしておくのですが、これは当時  
非常に問題になつたのですが、執行官法の施行  
に伴い、従前の執行官から切りかえてなつた者  
が大部分だと思ふのですが、新たに執行官に採  
用された者はどのくらいあるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま大竹委員の御  
指摘の点も、当時だいたい御心配をかけた問題で  
ございまして、執行官法の施行の前日と申しま  
す。昨年の十二月三十日でございます。十二月三十  
一日から施行されたので、十二月三十日現在  
におきまして三百三十七名の執行官がおりま  
して、これは法律上当然執行官に任用されたわけ  
でございまして、それからその後試験等を経て全  
く新たに任命された者、大部分書記官等から  
でございまして、これが大体十九名ほどござい  
ます。それと、ほかに執行官代理のほうから修  
習等を経てなりました者が十七名ほどございま  
す。そういうことで、大体四十名近い者が執行  
官法施行後新たに執行官になつた、こういうこと  
でございまして。

○大竹委員 これはいままでの資料がないから  
かららないのですが、執行官法を新たにつくるとき  
の御説明によると、非常に待遇もよくし、いわ  
ゆる地位もよくして、若い人がどんどん執行官  
になるような待遇をするということが大きなね  
らひだつたのですが、いまの数字は、ちよつとこれ  
に對照する数字がないからわかりませんが、一  
体そういう方向へ行つておるのですか、行つて  
いないのですか。これは非常に大事なことだと思  
います。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまのお尋ねに  
お答えいたします前に、先ほどちよつと私十九名  
者について、口をすべらして試験を経てと申  
し上げましたが、これは必ずしも試験を経ていな  
い者も法律上あり得るわけで、その点は訂正さ  
せていただきます。新に任用されたということ  
でございまして、そういうことでございまして、  
この新法施行後二十人近い者が全然新たに書記  
官等から任用されたということは、まだ施行後  
四カ月の期間でございまして、そういう点では  
非常に成果があつておると申し上げていいの  
ではないかと考えるわけでもございまして。た  
だ、これは当初であるから、わりあい採用され  
たというこの面もあるかと思われま  
すので、手放しで樂觀をしておるわけでも  
ございませぬけれども、しかし、従来の実績  
から見れば、四カ月くらいの間にこの種の人が  
二十人程度、合計四十人程度の増員が実現  
したわけでもございまして、そういう意味で、  
執行官法について、いろいろ待遇その他御配  
慮をいただきましたものが効果があつてい  
ると考えるわけでもございまして。  
なお、先ほどお尋ねのございました事務官等  
を任命いたしますれば、つまり裁判所の事務官  
二十人が増員になりますれば、これが金の受  
付等をやるわけでもございまして、その関係  
では執行官の経済的な負担も軽減されるわけ  
でもございまして。人件費がかからなくなる  
わけでもございまして。一種の待遇改善にも  
なるわけでもございまして。  
そういうことをあわせて進めてまいります  
れば、今後ある程度明るい見通しを持てる  
のではないかと、いふふうに一応樂觀する  
わけでもございまして。  
○大竹委員 最後に、家裁の調査官ですが、  
これは五人ふやしておる。この家裁調査官  
はいろいろ問題になつておるのでありますが、  
いままでの人員では相当負担が過重である、  
一人、一人についての観察とか調査とかい  
うものはなかなかむずかしい、こ  
う言われてきたわけでもござい  
ますが、この家裁調査官の取り扱  
い件数、ことに一人の負担件数その他  
について資料がありましたら御説明を願  
います。

○寺田最高裁判所長官代理者 家裁調査官の  
関係につきましても、御承知のとおり少年の  
関係と家

ていただきたいと思ふます。  
いすれにしても、新に任用されたとい  
うことでもございまして、そういうこと  
でございまして、

○寺田最高裁判所長官代理者 いまのお尋ねに  
お答えいたします前に、先ほどちよつと私十九名  
者について、口をすべらして試験を経てと申  
し上げましたが、これは必ずしも試験を経ていな  
い者も法律上あり得るわけで、その点は訂正さ  
せていただきます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまのお尋ねに  
お答えいたします前に、先ほどちよつと私十九名  
者について、口をすべらして試験を経てと申  
し上げましたが、これは必ずしも試験を経ていな  
い者も法律上あり得るわけで、その点は訂正さ  
せていただきます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまのお尋ねに  
お答えいたします前に、先ほどちよつと私十九名  
者について、口をすべらして試験を経てと申  
し上げましたが、これは必ずしも試験を経ていな  
い者も法律上あり得るわけで、その点は訂正さ  
せていただきます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまのお尋ねに  
お答えいたします前に、先ほどちよつと私十九名  
者について、口をすべらして試験を経てと申  
し上げましたが、これは必ずしも試験を経ていな  
い者も法律上あり得るわけで、その点は訂正さ  
せていただきます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまのお尋ねに  
お答えいたします前に、先ほどちよつと私十九名  
者について、口をすべらして試験を経てと申  
し上げましたが、これは必ずしも試験を経ていな  
い者も法律上あり得るわけで、その点は訂正さ  
せていただきます。

○寺田最高裁判所長官代理者 家裁調査官の  
関係につきましても、御承知のとおり少年の  
関係と家

○寺田最高裁判所長官代理者 家裁調査官の  
関係につきましても、御承知のとおり少年の  
関係と家

○寺田最高裁判所長官代理者 家裁調査官の  
関係につきましても、御承知のとおり少年の  
関係と家

○寺田最高裁判所長官代理者 家裁調査官の  
関係につきましても、御承知のとおり少年の  
関係と家

○寺田最高裁判所長官代理者 家裁調査官の  
関係につきましても、御承知のとおり少年の  
関係と家

○寺田最高裁判所長官代理者 家裁調査官の  
関係につきましても、御承知のとおり少年の  
関係と家

事の關係とに分かれておるわけでございます。そして少年の關係は、さらに一般の保護事件の關係と、それから道路交通事件との關係で、やや取り扱い件数その他が異なっておるわけでございます。

○大竹委員 大体これで終わります。  
○大坪委員長 松本善明君。  
○松本(善)委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、質問のために必要な材料としてお聞きしたいというふうなつもりで、きょう聞きたいと思っております。

○松本(善)委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、質問のために必要な材料としてお聞きしたいというふうなつもりで、きょう聞きたいと思っております。

○大坪委員長 松本善明君。  
○松本(善)委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、質問のために必要な材料としてお聞きしたいというふうなつもりで、きょう聞きたいと思っております。

○松本(善)委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、質問のために必要な材料としてお聞きしたいというふうなつもりで、きょう聞きたいと思っております。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま松本委員からお話のございました点は、裁判所が当初に大蔵省に要求した数という御趣旨であろうと考えるわけでございます。実は、前にも横山委員からその点ずいぶん追及を受けた問題でございます。結

局におきましては、私どもの要求数が本日御審議をいたしております数というところに落ちついて妥結したという結論になるわけでございますが、その点は一応別といたしまして、当初一応内閣のほうに提出いたしました要求数が何名かという御趣旨に伺いまして申し上げます。四十二年度におきましては総数六百九十二名でございます。裁判官は七十四名、その他の職員合わせまして、合計六百九十二名でございます。

○松本(善)委員 そのうらな、当初要求したものは、全体としてはほとんど認められてない、こういうことになるわけですね。  
○寺田最高裁判所長官代理者 これは、あとのいろいろなお尋ねに対しては逐次御説明申し上げます。と思っておりますが、結論的には非常に少ない数で妥結せざるを得なかった、かようになるわけでございます。

○松本(善)委員 これはもちろん横山さんが前にも国会でやっている問題ではありますけれども、裁判所の根本的なあり方と、それから国会との關係という重要な問題にもなると思っておりますので聞いておきたいと思っております。

○松本(善)委員 これはもちろん横山さんが前にも国会でやっている問題ではありますけれども、裁判所の根本的なあり方と、それから国会との關係という重要な問題にもなると思っておりますので聞いておきたいと思っております。

○松本(善)委員 これはもちろん横山さんが前にも国会でやっている問題ではありますけれども、裁判所の根本的なあり方と、それから国会との關係という重要な問題にもなると思っておりますので聞いておきたいと思っております。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの松本委員のお尋ねにお答えいたします前に、先ほどの数字にちよっと読み違いがあったようでございますので訂正させていただきます。昭和四十年度は千二百七十五ということになっております。千二百六十六と申し上げましたが、読み違いで恐縮でございます。

○松本(善)委員 判事のほうは幾らかでも認められてはいるようですが、下級職員の場合には、全然認められていないようにですね。裁判の公正をはかるために、たとえば速記を入れなくちゃいけないとか等々の、ほんとうに公正な裁判をするために必要な経費というものはあるはずだと思っております。そういうことについては、なくてもかまわぬという考えなんですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの松本委員のお話の中の、いわゆる下級職員ということばが妥当かどうか疑問でございますが、書記官、調査官その他ということであろうと思っております。これも一つ一つ、それぞれに別々の理由があるわけでございますが、たとえば書記官につきましては、従来から裁判官と並行して入ることになり、裁判官の仕事がふえるに伴ってというふうな扱いになっておられますところが一つのネックになるわけでございます。それから家裁調査官はまた別の理由でございますが、これはまたお尋ねによつて申し上げますが、これはまたお尋ねに入つておられない職員というふうなものもあるわけでございます。しかしこれまた、裁判部の職員につきましては、私どもでもできる限り独自性を主張してまいりたいと思っております。

○松本(善)委員 判事のほうは幾らかでも認められてはいるようですが、下級職員の場合には、全然認められていないようにですね。裁判の公正をはかるために、たとえば速記を入れなくちゃいけないとか等々の、ほんとうに公正な裁判をするために必要な経費というものはあるはずだと思っております。そういうことについては、なくてもかまわぬという考えなんですか。

○松本(善)委員 判事のほうは幾らかでも認められてはいるようですが、下級職員の場合には、全然認められていないようにですね。裁判の公正をはかるために、たとえば速記を入れなくちゃいけないとか等々の、ほんとうに公正な裁判をするために必要な経費というものはあるはずだと思っております。そういうことについては、なくてもかまわぬという考えなんですか。

○松本(善)委員 判事のほうは幾らかでも認められてはいるようですが、下級職員の場合には、全然認められていないようにですね。裁判の公正をはかるために、たとえば速記を入れなくちゃいけないとか等々の、ほんとうに公正な裁判をするために必要な経費というものはあるはずだと思っております。そういうことについては、なくてもかまわぬという考えなんですか。

○松本(善)委員 判事のほうは幾らかでも認められてはいるようですが、下級職員の場合には、全然認められていないようにですね。裁判の公正をはかるために、たとえば速記を入れなくちゃいけないとか等々の、ほんとうに公正な裁判をするために必要な経費というものはあるはずだと思っております。そういうことについては、なくてもかまわぬという考えなんですか。

所自身がそういう考え方で、一体司法の独立とか、人権の擁護というふうなことができるのかどうか。それを本国会で審議すべきではないかと私は思うわけだ。あなたは、妥協というふうなことを言われたけれども、そういうふうなことが正しいかどうか。ほんとうに日本の司法の独立を守る、あるいは人権を守るといふ仕事をやるに適正なかどうかというのを、国会が審議をすべきことではないか。その審議を、裁判所としては、自分たちとしてはどういふふうにか考へるんだというところではないか、こう思っている。その根本問題、こまかい調査官がどうかとか、それから家庭裁判所がどうかということはまだあらためて——これも必要な場合があると思ひますけれども、その根本の裁判所のほうの考え方を一応聞いておきたい、こう思ふのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまのお話、まことにこまかいところまでございまして、私も常にも常にも、その点についてどういふふうな方法をとることが、最も裁判所の主張を認めてもらひ、また裁判所の必要とする施設なり人員を充実させていく道であらうかということについて、苦慮いたしておるわけでございます。確かにお話しのとおり、これはもう要求したものが入らなければ、常に二重予算によって国会でおきめいただくということも、一つの方法であるというところは間違いないわけでございますが、しかしながら、またいろいろな全体の態勢から考えまして、この程度にいはば、これで一応ある程度は裁判所として仕事をやってまいれるのじゃないか。これは逐次、年次計画でもございまして、そういう意味で歴年的に進めていくというものでいいのではないかと、そういうような考えが、最終的になつて、本年の場合にそういう措置をとらなかつたということではございませぬ。しかしながら、お話しの方は重々もつとも、今後ともさうなことを十分に念頭に置いて進めてまいりたいとは考へておるわけではございませぬ。

第一類第三号 法務委員会議録第四号 昭和四十二年四月十八日

○松本(善)委員 そちらすると、とれるものはとりたいたけれども、とても折衝しても裁判所はとれそうにないので引込めた。非常に俗なことばでありませぬけれども、そういう、私から見れば非常に卑屈だといふふうな思ふわけだ。そういうことでは一体裁判所はいいのかどうかということについて、たいへん疑問を感じるわけではございませぬ、そういうふうな態度であつたということですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 まあそういうふうにおしかりをいただきますと、全くそういうふうになる点もやむを得ないかと思ひますが、私どももいたしましては、まあまあということではございませぬので、この程度の予算が入れば、これによつて裁判所としてやってまいれるという一応の結論になりまして、それでここで妥結するということになつたわけではございませぬ。

○松本(善)委員 裁判所の要求が七、八割方通つていて、一、二割減つたというふうなことになるらうというところも考へられます。それでなくて、ほとんどいれられていない。そうすると、裁判所の初めの要求が水増しで、できるだけ予算をとつてやろうという考へでやつたのか、それとも、きわめて卑屈になつておるのか、どちらかではないかと思ひます。そこで私は聞いておるわけですが、その点はどう考へられますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この点は、ひとり増員問題に限ります。予算全般の問題としていふも考へておるわけではございませぬが、予算全般の当初要求に対して、どの程度に認められれば、これで一応裁判所として、本年度における裁判事務をやつていくのに支障がないかどうかというところの判断というものは、おそらく非常にむずかしい問題であらうと思ふわけではございませぬ。ただ予算全般の問題を離れまして、増員の問題になりませぬと、これは水増しといつておしかりを受けられませぬ、そういうことにもなる面もあるかもしれませぬが、先ほど大竹委員のお尋ねに對して申上げましたけれども、推定ということについては、どうしても幅がでざるを得ない。ことにま

た新しい制度の場合におきまして、初年度の場合におきましては、これは一つの大体の推定した数字で出さざるを得ない。これは実績が出てまいりますと、その実績に基づく主張がやや強くなるわけではございませぬが、新しい制度の初年度というのについては、やはりそういう問題がいろいろあります。ところが、当初予算よりおりの形になつた原因であるわけではございませぬ。まあそれは外から見れば、最初のものが水増ししか、あとのが卑屈かとおしかりられれば、ある程度そういう面は否定できないうちもありませんが、私どもはこれはそういうつもりではないわけではございませぬ。

○松本(善)委員 国会では、防衛関係の予算あるいは裁判所の予算、全体の中で予算が一体これだけのいかどうかというのを判断するわけだ。内閣のほうではどういふふうにか考へようとも、国会として独自に、裁判所の問題はどうかどうかというところが当然裁判の対象になるわけではございませぬ、そういう十九條を十分に生かせないといふことが、国会を場合によつては軽視する考へ方に通ずるし、司法の独立を害することにもなりはせぬだらうかと思ひますが、どうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまの松本委員のお話しの方も、非常に私どもとして謙遜をいたしておるわけではございませぬが、ただ私どもの立場を少し説明させていただきますれば、毎回法務委員会におきまして、あるいは予算委員会、決算委員会等におきまして、常に裁判所の予算については激励をいたしておるわけではございませぬ。これは与野党を問わずそういう御意向が強くて、私どももいつも感謝しておるわけではございませぬ、そういうふうないろいろ言つていただきますことをバックにして大蔵省とやりますことが、非常に大蔵省に對して私どもの主張がある程度まで聞かせられる理由にもなつておる。そういう点において、職前より私どもが大蔵省からある程度の予算について計上を得る非常に有力な根拠になつておるわけではございませぬ、決して国会軽視とかさういふ意味ではございませぬ、国会の御意向を尊重して

折衝をいたしておるわけではございませぬ。

○松本(善)委員 大蔵省に認めてもらうという筋ではないのですよ。そうじゃないですか。裁判所の予算を大蔵省に認めてもらうという考へだから、そういう卑屈なことになる。裁判の独立を守り、憲法を守るといふためにこれだけ金が要るんだ、それを国会、減らすなら減らしてみろ、ということになるのじゃないですか。そういう態度が必要なんじゃないかということを開いておるのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 お話しの方は、そのとおりだと思ひます。私どもとしても、それは司法権を代表して内閣にその要求を貫徹するといふつもりでやつておるわけではございませぬ。

○松本(善)委員 きよはるはこの程度にして、また後にはいたしません。

○大坪委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。次会は、来たる二十一日、委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時四十二分散会

法務委員会議録第二号中正誤

ハシ 段行	誤	正
二三 担当額		
二四 謝金六十八万		謝金百六十八万

昭和四十二年四月二十一日印刷

昭和四十二年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局